

〔定期積金「ようこそ！お得意様」〕

項 目	内 容										
1. 商品名	定期積金「ようこそ！お得意様」										
2. 販売対象	<p>ご契約者ご本人様で下記3つ以上お取引されている個人のお客様。</p> <table border="1"> <tr> <td>本積金申込店舗にてご本人様で「公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)振込、または企業年金振込」がある方</td> </tr> <tr> <td>本積金申込店舗にてご本人様で「毎月5万円以上の給与振込」がある方</td> </tr> <tr> <td>本積金申込店舗にてご本人様で5大公共料金(NHK・ガス・電気・水道・電話)のうち3つの口座振替ご契約の方</td> </tr> <tr> <td>本積金申込店舗にてご本人様で中部しんきん VISA または JCB をご契約の方</td> </tr> <tr> <td>当金庫いずれかの本支店においてご本人様で出資会員となられている方</td> </tr> </table>	本積金申込店舗にてご本人様で「公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)振込、または企業年金振込」がある方	本積金申込店舗にてご本人様で「毎月5万円以上の給与振込」がある方	本積金申込店舗にてご本人様で5大公共料金(NHK・ガス・電気・水道・電話)のうち3つの口座振替ご契約の方	本積金申込店舗にてご本人様で中部しんきん VISA または JCB をご契約の方	当金庫いずれかの本支店においてご本人様で出資会員となられている方					
本積金申込店舗にてご本人様で「公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)振込、または企業年金振込」がある方											
本積金申込店舗にてご本人様で「毎月5万円以上の給与振込」がある方											
本積金申込店舗にてご本人様で5大公共料金(NHK・ガス・電気・水道・電話)のうち3つの口座振替ご契約の方											
本積金申込店舗にてご本人様で中部しんきん VISA または JCB をご契約の方											
当金庫いずれかの本支店においてご本人様で出資会員となられている方											
3. 期間	<p>1年・2年・3年・5年</p> <p>* 自動継続のお取り扱いはできません。</p>										
4. 預入(受入)方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	<p>定期または数回にわたり掛金の払込みができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>積立期間</th> <th>掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>84,000円以上</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>42,000円以上</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>28,000円以上</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>17,000円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1,000円単位</p>	積立期間	掛金	1年	84,000円以上	2年	42,000円以上	3年	28,000円以上	5年	17,000円以上
積立期間	掛金										
1年	84,000円以上										
2年	42,000円以上										
3年	28,000円以上										
5年	17,000円以上										
5. 払戻(支払)方法	満期日以後に給付契約額を一括してお支払いします。										
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利辭取の入手方法	<p>契約時の当金庫営業店店頭に表示する期間別利回り(3年未満、3年以上)+0.3%を満期日まで適用します(固定金利・確定利回り)。</p> <p>満期日以後に一括してお支払いします。</p> <p>掛金残高1,000円以上について付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に対し1年を365日とした計算により算出します。</p> <p>給付補填金の20%(国税15%、地方税5%)が分離課税されます。</p> <p>利回りは店頭の金利表示ボードに表示しています。</p>										
7. 手数料	ありません。										
8. 付加できる特約事項	普通預金・当座預金からの自動振替による受け入れができます。										
9. 重要事項について	<p>毎月の積立が遅延した場合には、満期日を遅延期間より算出した期間繰り延べるか、または証書・通帳に記載の利回りに準じて計算した延滞利息をいただきます。</p> <p>掛金が払込日前に払い込まれた場合には、先払割引金を証書・通帳に記載の利回りに準じて計算します。</p> <p>上記 については、遅延日数および先払日数が当金庫における基準日数を超えた場合に対象となります。</p> <p>定期積金は預金保険の対象となります。(1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)</p> <p>定期積金は原則として満期日前に解約することは出来ません。やむをえず満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。</p>										
10. その他参考事項	<p>満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>この定期積金および定期積金証書ならびに通帳は、譲渡または質入れすることができません。</p>										